

# 共同参画

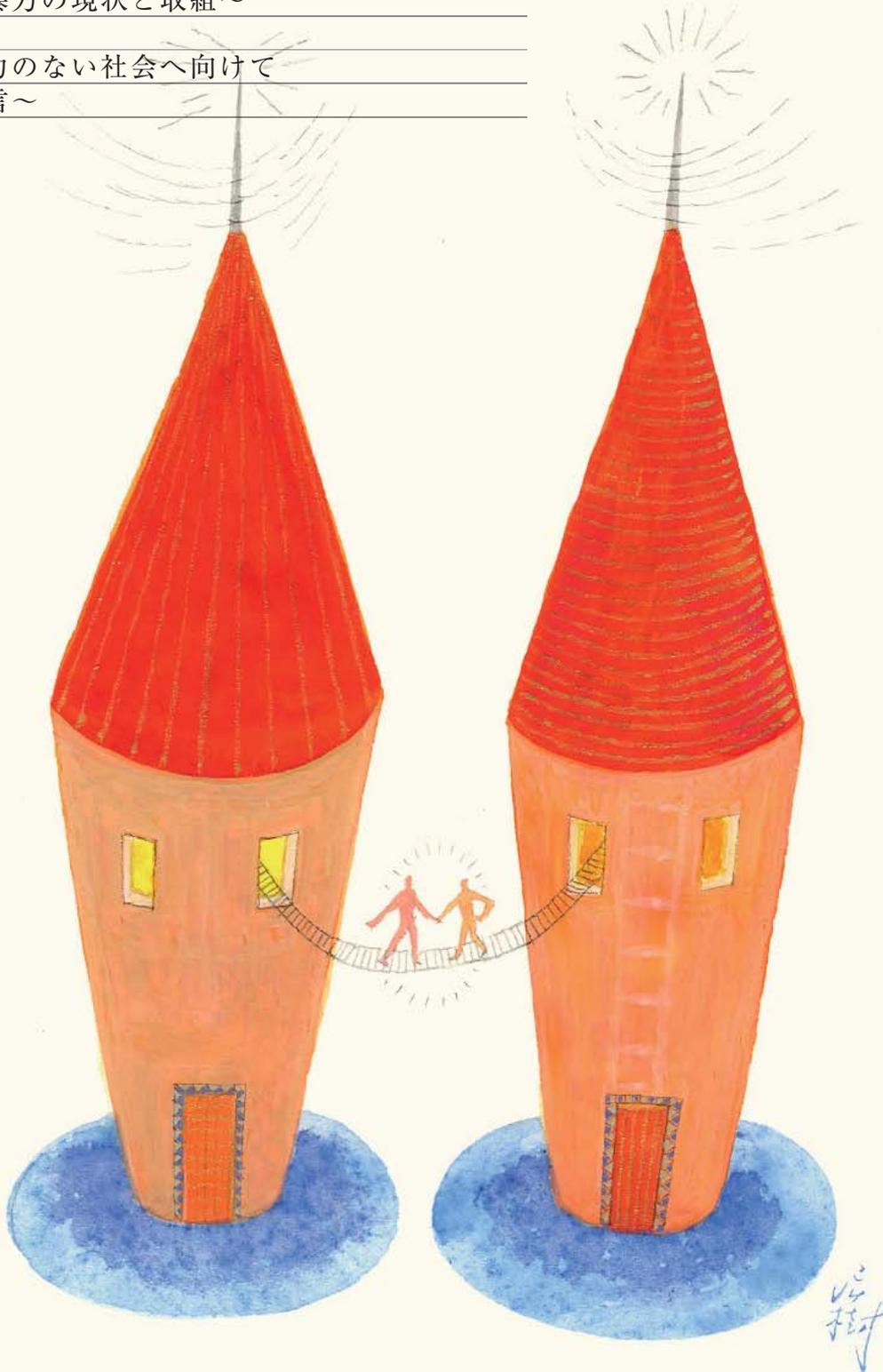
## 内閣府

特集1 /

女性に対する暴力をなくす運動について  
～女性に対する暴力の現状と取組～

特集2 /

女性に対する暴力のない社会へ向けて  
～現場からの発言～



## 主な予定

Schedule

(平成20年)

11月12日～25日 女性に対する暴力をなくす運動(主唱:男女共同参画推進本部)  
(11月25日 女性に対する暴力撤廃国際日)

11月15日 男女共同参画宣言都市奨励事業(兵庫県加西市)

11月17日～23日 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間  
(主催:法務省、全国人権擁護委員連合会)

11月30日 男女共同参画宣言都市奨励事業(福井県鯖江市)

12月4日～10日 人権週間(主催:法務省、全国人権擁護委員連合会)

12月20日 男女共同参画宣言都市奨励事業(広島県熊野町)

(平成21年)

1月24日 男女共同参画宣言都市奨励事業(熊本県上天草市)

1月30日 全国男女共同参画宣言都市サミット(岐阜県大垣市)

1月31日 男女共同参画フォーラム(長崎県)

共同参画に寄せて

## 巻頭言 Foreword

お茶の水女子  
大学学長  
郷 通子



Go Mitiko

研究者は眠る間も惜しんで研究するのがあたりまえ、研究のためになるべく多くの時間を割いてきました。しかし、子どもが生まれると生活は一変します。子どもが急に熱を出して医者連れていかねばならない、保育園に預けた子どもが怪我をしたとの知らせに駆けつけるなど、日常茶飯事です。研究活動の予定を急遽変更せざるを得ない事態は、子育て中の親にとって1度や2度ではありません。でも、子どもはそういった時期を経て、グングン成長していきます。あっという間に成人です。それなら、子育てを負荷としてとらえるのではなく、教育の最先端の経験を積む絶好のチャンスと考えてみてはどうでしょうか。多くの方々の手を借りて育ててきた私の娘と息子は、現在、子育て中の親として、それぞれの夫婦が仲良く力を合わせて子育てに励んでいます。今、男性も子育てに慣れていきますから、安心して預けられます。プラス思考で子育てに取り組む、これは人類への最高の貢献です。子育て中の男性も育児休業を堂々と取れる職場は、きっと能率よく仕事もこなしているだろう、と想像します。そろそろ、ワーク・ライフ・バランスの実現にむかって「9時5時勤務」をスタートしませんか!



## 目次

Contents

### 特集1

# 女性に対する暴力を なくす運動について ～女性に対する暴力の現状と取組～

Page 02

### 特集2

# 女性に対する暴力のない社会へ向けて ～現場からの発言～

Page 06

### 連載

その1 世界のワーク・ライフ・バランス事情⑦～オランダ～/  
渥美 由喜(株式会社富士通総研主任研究員)

Page 11

その2 ウィメンズネット・マサカーネのDVを生きのびた子どもと  
女性のためのデイサービス事業

Page 12

### トピックス

女性の処遇をパワーアップ／鹿嶋 敬(実践女子大学人間社会学部教授)

Page 13

### 取組事例ファイル

その1 佐賀県

Page 14

その2 国際ソロプチミストアメリカ日本5リジョン

Page 15

### 共同参画データファイル

メディアにおける女性の参画

Page 16

### トピックス

男女共同参画シンボルマークの募集について

Page 17

### ニュース&インフォメーション

男女共同参画会議(第30回)の開催 他

Page 18

### リレートーク

高田 浩史(主夫・岐阜県男女共同参画21世紀審議会委員)／  
千代田区男女共同参画センターMIW(ミュウ)

# 女性に対する暴力をなくす運動について

## ～女性に対する暴力の現状と取組～

内閣府男女共同参画局推進課

### 女性に対する暴力の現状

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

#### (配偶者からの暴力についての被害経験)

内閣府が平成17年に実施した調査によると、これまでに結婚したことのある人のうち、配偶者から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「性的強要」のいずれかについて何度もあったと答えた人は、女性で10.6%、男性で2.6%となっています(図1)。

また、全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加し、平成19年度は6万件を超えており、警察に寄せられた配偶者からの暴力に関する相談等への対応件数も年々増加し、平成19年は2万件を超えているほか、保護命令の発令件数についても、ここ数年2千件規模で推移するなど、増加傾向にあります。

#### (性犯罪の実態)

警察庁の統計によると、強姦の認知件数は、平成12年以降6

年連続で2,000件を超えていましたが、16年から減少傾向に転じ、19年は1,766件で、前年に比べ182件(9.3%)減少しました。

強制わいせつの認知件数は、平成11年以降毎年増加していましたが、16年から減少し、19年では7,664件と、前年に比べ662件(8.0%)減少しています(図2)。

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」(平成17年)において、女性(1,578人)に、これまでに異性から無理やりに性交された経験を聞いたところ、「1回あった」が4.0%、「2回以上あった」が3.2%で、被害経験がある女性は7.2%となっています。被害にあった時期としては、「20歳代」が36.8%で最も多く、次いで「中学卒業から19歳まで」(23.7%)となっています。また、「小学生のとき」(8.8%)、「小学校入学前」(5.3%)、「中学生のとき」(5.3%)など低年齢で被害を受けている人も2割程度います。

#### (売買春の実態)

平成19年の売春関係事犯送致件数は2,490件となり、前年に比べ減少しました。また、要保護女子総数は3,247人で前年に比べ増加しましたが、未成年者が占める割合は18.3%で、

前年に比べ24.5ポイント減少しています。

平成19年の児童買春事件の検挙件数は1,347件(前年比266件減)であり、このうち、出会い系サイトを利用したものが679件(50.4%)、テレホンクラブ営業に係るものは61件(4.5%)となっています。

#### (人身取引の実態)

警察庁の統計によると、平成19年における人身取引事犯の検挙件数は40件、検挙人員は41人で、検挙人員のうちブローカーが11人となっています。また、警察において確認した被害者の総数は43人と、前年に比べ15人(25.9%)減少しています。被害者の国籍は、フィリピン22人(51.2%)が最も多く、次いでインドネシア11人(25.6%)、韓国5人(11.6%)の順となっています。

#### (セクシュアル・ハラスメントの実態)

平成19年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数は、15,799件となっており、男女雇用機会均等法の改正も受けて、ここ数年、急激に増加しています(図3)。

11月12日～25日は、「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です。この期間を中心に、国、地方公共団体、女性団体など関係団体等が女性に対する暴力の根絶へ向けて、さまざまな取組を展開しています。女性に対する暴力について、現状と取組の概要をご紹介します。

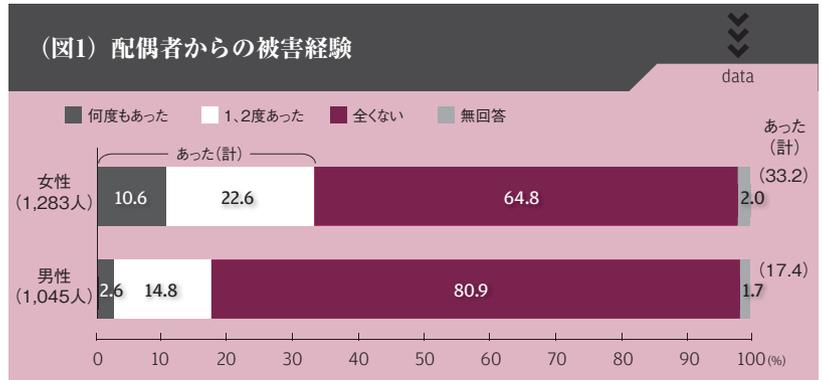
**(ストーカー行為の実態)**

平成19年中に警察庁に報告のあったストーカー事案の認知件数は、13,463件で、前年に比べ962件（7.7%）増加しています。また、被害者の89.8%が女性で、行為者の89.8%が男性となっています。

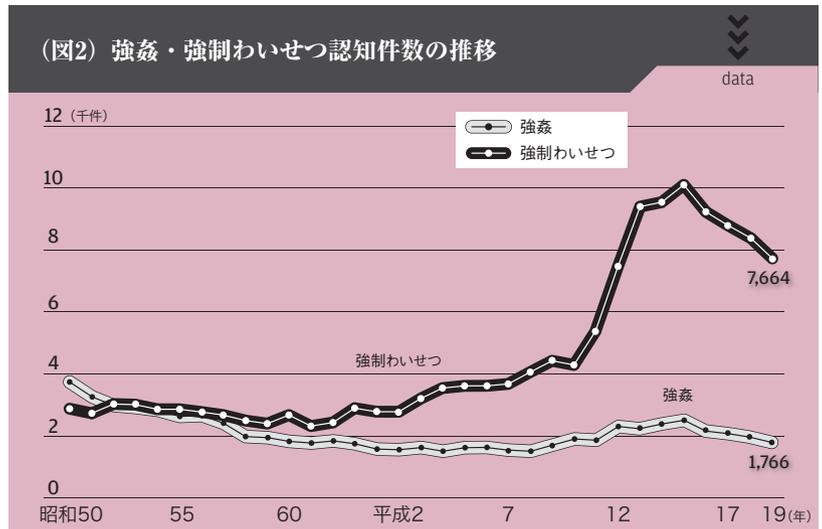
平成19年のストーカー規制法に基づく警告は1,384件で、前年に比べ9件（0.7%）増加しています。警告に従わない者に対する禁止命令は17件発令されています。

また、ストーカー行為罪での検挙件数は240件で、前年に比べ62件増加しています。禁止命令違反での検挙件数は2件です。

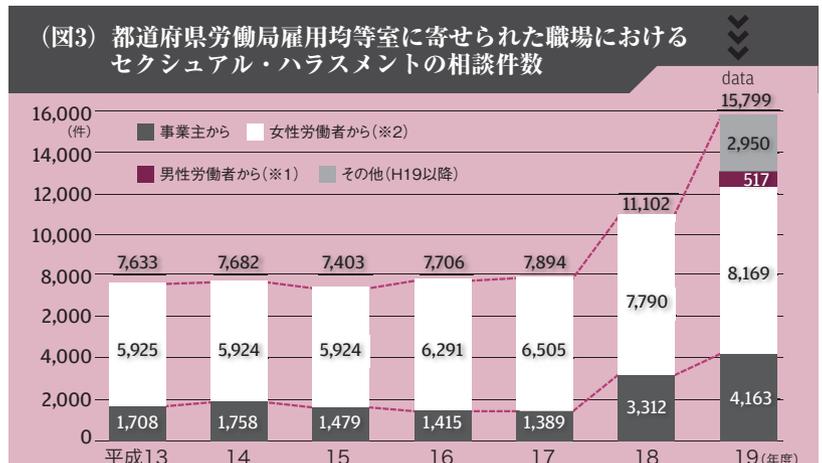
平成19年中に、ストーカー規制法第7条に基づき、警察本部長等が援助を求められた件数は2,141件で、前年に比べ510件（31.3%）増加しています。援助の内容（複数計上）としては、被害を自ら防止するための措置の教示が885件（前年比215件増加）で最も多く、次いで防犯ブザー等の被害防止物品の教示又は貸出しが472件（前年比63件増加）となっています。



(備考) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成17年)より作成。  
 全国20歳以上の男女4,500人を対象に行った無作為抽出アンケート調査 [有効回収数(率) 2,888人(64.2%)]  
 1. 身体的暴行: 殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。  
 2. 心理的攻撃: 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。  
 3. 性的強要: 嫌がっているのに性的な行為を強要された。



(備考) 警察庁資料より作成。



(備考) 厚生労働省資料より作成。  
 ※1 平成19年4月1日施行の男女雇用機会均等法の改正により、職場における男性に対する差別的取り扱いが禁止されている。  
 ※2 平成18年度までは「女性労働者」に「その他」を含む。

## 女性に対する暴力をなくす 運動について ～女性に対する暴力の現状と取組～



DV全国会議の様子

### 女性に対する暴力の 根絶へ向けた取組

#### (女性に対する暴力をなくす運動)

11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」の期間は、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体が、意識啓発、広報キャンペーン、講演会やセミナーの開催、被害者からの相談活動などを全国各地で展開します。

国、都道府県及び政令指定都市の取組は、内閣府男女共同参画局のホームページの「女性に対する暴力」のサイトでご覧いただけます。

(男女共同参画局HP

<http://www.gender.go.jp>)

この一環として、内閣府は、11月21日午前10時から翌22日午前10時まで、配偶者や恋人からの暴力の被害者が全国どこからでも無料で相談できる「24時間DVホットライン」を開設します。

(電話番号 0120-956-080)

また、11月18日には、都道府県・市町村の関係職員を対象に、内閣府が地方公共団体に委嘱して実施した「女性に対する暴力の予防啓発に関する調査研究」の報告会を開催します。

なお、若年層を対象とした、暴力的でない付き合い方や男女の平等なパートナーシップなど予防啓発に関する教材を作成する予定です。

#### (配偶者からの暴力対策)

昨年の配偶者暴力防止法改正や本年1月の基本方針の改定などを踏まえ、関係府省庁では、配偶者からの暴力対策の取組の充実強化を図っています。

[内閣府]

- ・官民の関係者等が一堂に会し支援についての情報を共有する「DV全国会議」を開催
- ・身近な相談窓口の連絡先を電話の自動音声で案内する「DV相談ナビ」(仮称)を平成20年度中に開始予定
- ・地域において生活している被害者の自立を支援するためのモデル事業を実施

[警察庁]

- ・被害者が相談・申告しやすい環境の整備(各都道府県警察の相談窓口の利便性の向上、被害者を夫・パートナーから引き離して別室での事情聴取)

[厚生労働省]

- ・婦人相談所において弁護士等により被害者へ離婚や在留資格等に関する法的な助言を実施
- ・婦人相談所一時保護所に被害者に同伴する児童の対応等を行う指導員を配置
- ・婦人保護施設の心理療法担当職員を常勤化
- ・婦人相談所における被害者に対する一時保護委託費の充実
- ・婦人保護施設、母子生活支援

施設等の退所者支援の充実

#### (人身取引対策)

人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、政府は平成16年に「人身取引対策行動計画」を策定し、同行動計画に沿って取組を進めています。

[内閣府]

- ・人身取引の問題についての広報啓発を実施

[法務省]

- ・刑法に人身売買罪を創設等し、人身取引に係る行為に関する罰則を整備

- ・「興行」に係る上陸許可基準を見直し、人身取引事犯の取締りを強化

- ・被害者に対して、上陸又は在留を特別に許可できることとし、また、加害者である外国人を上陸拒否及び退去強制の対象とすることなどを内容とする法改正を実施

- ・地方入国管理官署に人身取引対策官を配置し、被害者の保護と帰国支援等を実施

[外務省]

- ・適正な査証審査を実施し、査証に係る偽変造対策を実施

[厚生労働省]

- ・婦人相談所において被害者を一時保護し、必要に応じ、民間シェルターへの一時保護委託、カウンセリング、法的な助言、医療支援を実施

## [コラム]

### ドラマ「ラスト・フレンズ」がもたらしたもの

早稲田大学平山郁夫記念ボランティアセンター 助教 兵藤 智佳

22.8%。ドラマ「ラスト・フレンズ」の最終回の視聴率である。こここのところのテレビドラマとしては驚異的な数字であろう。1話からだんだん視聴率が上がっていったことを考えると、見ている側が、いまどきの俳優見ただけでなく、その物語に引き付けられたということでもある。ザ・ボディショップと早稲田大学が主催した私との対談企画で、プロデューサーの中野氏は、「今を生きる若者たちを切り取りたかった。だからこそ、今、旬の俳優を起用した。」と語っていたが、まさに暴力の問題が今を生きる若者たちの問題であることを「見せた」ことの意義は大きい。そこにずっとあるものが見えないこと、言葉にして語られないことによって「ないもの」にされてきたことがDVである。ドラマという物語を通じ、そこにあるものとして描かれることによって、それが話してもいいこと、私の周りにもあること、そして、私にも起こることとして感じる多くの人がいたはずである。ドラマが放映されていた間には、大学生たちから数名「自分もまた恋人からの暴力を受けている。母親が父親からの暴力を受けて

いる。」という告白があった。そして、「友人がDVの被害を受けているがどうしたらいいか。」という質問も寄せられた。ドラマがDVを取り上げ、社会のタブーに挑んだことの意味は大きい。

しかし、一方で、それがテレビドラマであること、虚構でありエンターテインメントであることの意味と限界にも留意しておかねばならない。現実の暴力の被害者や実際の現場の支援者の視点からは、「あんなことは現実にはありえない」であったり、「そういう描かれ方がDVに対する誤解や偏見を生む」というシーンはいくつもあった。特に、最後にDVの加害者男性が自殺を試みる終わり方には納得いかない人がたくさんいたであろう。私自身も「ちょっと待って」という箇所は多かった。また、学生たちの「ドラマの見方」として気になったのは、「私の恋人はあんなには酷くはないからだいじょうぶ。」であったり、あんなに酷い目にあっても、恋人の弱さに寄り添い、一途に愛することができるというヒロイン像に対して、あこがれ、共感する態度である。

私の授業を受けていた学生

たちがDV啓発のムービーを制作したが、その中で伝えたかったメッセージのひとつに「つらい恋をせつないラブストーリーとは違っていませんか」というのがある。多くのデートDV被害者が、被害を受けていることに気づけないのは、「変だな」と感じる時でも、「彼は、私のことを想ってくれているからこういうことをするんだ。」という物語を自分でつくるからである。長澤まさみ演じるヒロインもまさにこれであった。そのことを、「それでいいのか・・・」と批判的な視点を持って見ていた視聴者がどれほどいたのだろうか。日々、多くの大学生と接する中で、そういう力こそが必要なのだと感じている。

ひょうどう・ちか／東京大学大学院、国連人口基金フェローなどを経て現職。DVやHIV/エイズの活動家であり研究者。現在は、早稲田大学で学生によるDV被害者支援・啓発活動を主催。DV被害者支援キャンプやデートDV啓発ムービーを制作などの活動を展開している。

#### 【ラスト・フレンズ】

平成20年4月から6月にかけて放映されたテレビドラマ。恋人からの暴力やセックスレスなど、現代人が抱えるさまざまな問題を正面からとらえ、若者たちが自分らしく前向きに生きていく姿を描いている。

# 女性に対する暴力のない 社会へ向けて ～現場からの発言～

## カウンセリングの現場から

井上 摩耶子(ウイメンズカウンセリング京都 代表)

### フェミニストカウンセリング

フェミニストカウンセリング(以下「FC」とは、女性クライアント(来談者)の心理的葛藤、自己尊重感の低さや非力感は、その人の個人的欠陥や生育歴によるものではなく、男性中心社会における社会文化的要因にあるという立場に立ったカウンセリングです。カウンセリングを通して、クライアントは、自分の個人的な悩みや困難が現代社会に生きる「女性」に共通する困難であることに気づき、その問題を新しい視点から再定義することにより、エンパワーメント(自律的な力をつけること)されていくのです。

### ストーカー被害者の心理

これまで多くの性暴力裁判において、FCの立場から意見書等を作成し、被害者の支援を行ってきました。

裁判支援を通じて実感することは、司法関係者のジェンダーバイアスによって、被害者の置かれた立場や、被害後の被害者心理や行動がなかなか理解されないということです。

例えば、ストーキングの場合、最近では携帯電話に大量のメールが送りつけられるという形態があります。被害者は、携帯メー

ルによるストーキング行為の恐怖に耐えられず、自分から相手に連絡を取り、会う約束をしてしまうことがあります。これは、相手からの直接的な攻撃が「いつ来るか、いつ来るか」と緊張しながら待つよりも、「自分から連絡を取った方が精神的に楽だ」と思うまでに追い詰められてしまうからです。

しかし、自分のほうから出向いてしまうという行為はなかなか理解されにくく、単に「男女関係のもつれ」とか、「純情な男性の恋愛感情をもてあそぶ悪女」と見なされがちです。

私自身も臨床を通して、ストーカー被害者の複雑な心理や行動を知りました。このような被害者心理を司法関係者に理解してもらうには、今後とも、ケース理解の積み重ねやその一般化が必要だと感じています。

### シークレット・トラウマ

子どもへの性暴力も、顕在化してきているのではないかと思います。子どもへの性暴力は、「シークレット・トラウマ」とも言われます。子どもが被害にあってもすぐに誰かに打ち明けることができなかつたり、たとえ誰かに話すことができたとしても、家族や社会が被害を明らかにしようとせず、不可視なも

のとして潜在化させてしまうからです。そして、救済システムも不十分なのが現状です。

幼少期に身近な人などから強姦された女性が、10代、20代になって、リストカットや拒食・過食等の様々な問題を抱え、カウンセリングの場に訪れるケースがあります。そして、回復までに長い時間がかかります。本来であれば青春を謳歌すべき、人生で一番大切な時期を、「回復」のために費やさなければならなくなるのは、本当に辛いことだと感じています。

### 男女共同参画センターに おける女性相談

男女共同参画センターにおけるジェンダーの視点に立った女性相談は、心理的困難を抱える女性にとって、セーフティネットだと言えます。自殺や児童虐待、心身における症状の重症化を防ぐためにも、行政による無料のカウンセリングサービスはとても重要だと思います。

いのうえ・まよこ/同志社大学大学院文学研究科修士課程修了。「障害児」母子通園施設、高等学校での心理カウンセラー、大学講師を経て、1995年9月より「ウイメンズカウンセリング京都」代表。カウンセリング、サポート活動とともに、性暴力被害者、ドメスティックバイオレンス被害者のための法廷で代弁・擁護活動に取り組んでいる。

女性に対する暴力について支援の第一線で活動されている方から、最近の傾向や課題などについてお話を伺いました。その概要を紹介します。

## 医療現場から見えてくるもの

小竹 久美子(まつしま病院助産師・看護師長)

### 女性による女性のための病院

まつしま病院は、「子宮と地球に優しい病院」をモットーとし、女性による女性と子どもの医療サービスの提供を行っています。名誉院長は男性ですが、それ以外の職員は全員が女性です。常勤のカウンセラーもおり、病院として、DV被害者や性暴力被害者への医療対応を行っています。そのための職員研修にも力を入れています。

### 性暴力被害の状況

性暴力の被害については、警察から医療につながるケースが多く、被害直後に来院するケースが半数を占めています。また、過去に被害にあり、当院のHPを見て来院する人もいます。その他、児童相談所経由や家族や友達からすすめられて来院する場合があります。「被害にあった」といって来院する方は、当院では年間30人程度となっています。

被害者は低年齢化しており、8割が10代から20代前半です。加害は、多くが実父・義父、実兄・義兄など、身近な人によるものです。本来は相談する相手であるはずの学校の先生や塾の講師などが加害者となっていることもあります。また、被害者の多

くは繰り返しの被害を受けています。

### 現場から見える10代の「性」

10代の被害者に接する中で、幼さと身体感覚のなさを感じています。精神的に幼いのに身体は成熟しており、性に対して知識がないことに驚かされます。また、コミュニケーションのスキルの乏しさも感じます。

身体感覚がないため、どこがどのように「痛い」のか、説明できない、被害についても、その状況を言葉にして説明できないなど、被害内容を聞き取るのに時間を費やしています。

### 被害者の経済的負担

警察では、性暴力による初回の診察等について一定額まで費用負担をしてくれます。しかし、性感染症などは1回の検査で済むことは少なく、数か月にわたって数回実施が必要です。また、緊急避妊ピルは、普通2万円前後です。カウンセリングにも費用がかかります。

被害による治療であるのに本人が費用を負担しなければならないのが現状です。当院でも、本人に請求することは心苦しく、非常に苦慮しています。

### 医療従事者への教育の重要性

医学教育にはDVや性暴力の問題は入っていません。講習も少なく、専門家も非常に限られています。被害者への接し方、検査方法などのガイドラインもありません。警察からは、証拠採取の際の注意事項が示されていますが、提出した証拠が有効だったのかなどのフィードバックはありません。医療機関が行ったことの振り返りができず、質が上がらないことは問題だと考えます。警察と医療が連携するため、「認定医療機関」のような制度があれば、協力体制がとれ、医療従事者への教育もでき、技術の向上も図れると思います。

性暴力は初期の対応がその後の回復を左右します。NPOを立ち上げ、DVや性暴力の被害者に対し、適切な対応・ケアを行うためのSANE（性暴力被害者支援専門看護職）の養成を行っています。専門職として被害者の心身の傷を迅速にケアし、その後の影響を少なくできるのではないかと考えています。

こたけ・くみこ／富山県立総合衛生学院助産学科卒業。大学病院・総合病院の産婦人科病院に助産師として勤務、まつしま病院には平成5年より勤務。NPO法人女性の安全と健康のための支援教育センター運営委員。

## 女性福祉の砦から見えてくるもの

横田 千代子(婦人保護施設いずみ寮施設長)

### 婦人保護施設とは

婦人保護施設は、様々な困難を抱えた女性の自立を支援する施設です。全国に48施設あり、売春防止法と配偶者暴力防止法の2つの法律に規定されています。

売春防止法は昭和31年に制定されました。「売春」というと、特別な女性が好きでしていることと捉えられるような、「売春」に対する社会的な偏見は今も昔も根深くあります。しかし、問われるべきは「買春」で、「買春」を容認する社会に問題があると考えます。

婦人保護施設に入所した女性たちとかかわる中で見えてくることは、女性ならではの暴力と貧困の問題です。施設入所の背景は、暴力被害、健康問題、借金問題など様々ですが、女性が地域社会の中で弱い立場に置かれ、生活困難を抱えている点は共通しています。街頭に立ったり、ホームレスで売春をしてきた女性たちと出会いますが、自分を性的商品として売らざるを得ない女性の貧困が背景にあると感じます。

婦人保護施設では、暴力その他により「生活」を奪われてきた女性が、自分の力で生活できるよう、生活力の獲得や「暮ら

しつくり」を支援しています。

### 機能の二分化による問題

平成13年に配偶者暴力防止法が成立し、婦人保護施設は、配偶者からの暴力の被害者を保護する機能を持つことになりました。これまで婦人保護施設は、お祭りやバザーなど、地域との交流を密にし、施設利用者が社会とのつながりの中で、自立に向かうことを重視していました。しかし、配偶者からの暴力の被害者については、加害者の追求から被害者を守るため、施設を地域から閉鎖しなければなりません。機能が2つになったことで、支援の難しさを感じることもあります。

### 背景にある性暴力

東京都の5つの婦人保護施設について調査したところ、入所理由の2割が夫・内夫からの暴力でした。また、入所者の半数が暴力被害を受けていました。親からの暴力など、様々な暴力の被害経験があり、それらの影響で、PTSD(心的外傷後ストレス障害)などの精神疾患を抱える人も少なくありません。

特に深刻なのは、性暴力の問題です。調査では、5人に1人が性暴力を受けていました。幼少期から繰り返し実父から性暴

力を受けた被害者を、遠方の専門の医療機関と連携して支援したこともあります。また、知的障害があり、身近な人から性暴力を受け、妊娠し、出産した女性を支援したこともあります。

性暴力は、女性の「生と性」「セクシュアリティ」「身体」と密接にかかわります。回復には、安心できる環境と時間、そして専門的な支援が必要です。「性暴力被害者回復支援センター」のような専門機関が必要だと思いい、活動を始めています。

### 今後の課題

婦人保護施設では、施設利用者の子どもへの支援が十分にできていません。DVによる入所の場合は、子どもを同伴していますが、売春防止法による入所の場合は、子どもは別の施設に分離されます。そして、再統合は大変難しいのが現状です。

施設から見える問題は特殊な問題ではなく、社会全体が抱える問題であると思います。こうした問題に、今後も取り組んでいきたいと考えています。

よこた・ちよこ/昭和59年に婦人保護施設「いずみ寮」に指導員として就職。平成11年より施設長。現在、全国婦人保護施設等連絡協議会会長、東京社会福祉士会理事、性暴力禁止法をつくらうネットワーク発起人代表。

### セクハラ裁判の事実認定

セクシュアル・ハラスメント(以下「セクハラ」)をめぐる裁判では、性的行為の有無と性的関係における合意の有無の2点が争点になり、事実認定に独特の困難さを伴います。それは、セクハラ被害者が、被害の最中にほとんど抵抗を示さない、また、被害直後に直ちに周囲の友人や同僚に被害の事実を告げない、さらに、被害後も性的関係を継続する、という行動をとることがあるからです。

この場合、加害者側は、行為が比較的短時間の場合には事実自体を否定する、また、性的関係があった場合には、それは強制ではなく自由意思によるもので、同意があった、と主張するわけです。

従来判例は、「人は合理的な行動をとるものだ」という経験則に基づき、「被害の直後に訴えなかったのだから、そういう行為がなかったのだろう」「被害の際に抵抗がなかったのなら、合意があったのだろう」といった判断をしてきました。

また、行為の有無については、当事者の人的関係や日頃の言動、性癖から、被害者が加害者に個人的恨みを有していたか、裁判を起こす必要があったかを問題

としてきました。

しかし、セクハラは、職場・大学など、支配・従属関係にある当事者間の、閉ざされた逃げ場のない空間において行われる行為です。

したがって、被害者に明確な拒絶がない場合であっても、自由な意思形成が阻害されるような事由がある場合には、正当な合意が存在したとはみなすべきではなく、合意の有無については、自由な意思形成があったか否かが問題とされるべきです。当事者間の関係や場面の中では、抵抗しないのではなく「できない」、また、自分のおかれた立場を考えると直ちに訴えることもできない、性的関係を強要されると継続してしまう、という、一般的に考えれば非合理的と思えるようなセクハラ被害者特有の行動に関する経験則があります。こうした、閉ざされた、逃げ場のない空間での経験則が、裁判でもある程度採用されるようになってきているのではないかと思います。

### 被害を説明できない被害者の課題

裁判というのは、当事者が公共の場でお互いに主張をし合い、その結果裁判官が出した判決には従おう、というものです。

ところが、セクハラや性被害などにより被害者がPTSD(心的外傷後ストレス障害)を発症すると、事件時の記憶を思い出すことができなくなったり、極端な例では事件の日を年単位で間違えてしまうなど、主張の一貫性や具体性にぶれが生じてしまいます。

この場合、裁判所は、PTSDだから仕方ないですね、とは簡単に言ってくれません。裁判で、事実関係などについて首尾一貫した話ができないと、できない側に不利になってしまいます。

同様に、小さな子どもの場合、どうも様子を見てると性犯罪にあったように見受けられるが、本人は自分の身に何が起こったのかもわからず、他人に説明することもできない、というケースがあります。こうした、話すことができない被害を「権利化」／「犯罪化」することが一番難しいのではないかと考えています。

こじま・たえこ／東北大学卒業、仙台弁護士会弁護士登録。日本弁護士会・両性の平等に関する委員会副委員長(平成5～7年)、ジェンダー法学会理事(平成15年～)。

## 暴力の根絶のために



専修大学大学院  
法務研究科教授・副院長

岩井 宜子

私は、刑事政策の専門家として、長い間、女性犯罪研究会に所属し、今は代表を務めている。犯罪現象は社会病理の縮図であり、女性の犯罪の研究は、その時代の女性の置かれた社会的地位・条件をさし示してくれる。ここ数年、男女共同参画会議の下に設置された「女性に対する暴力に関する専門調査会」の会長を務めるとともに、「女性科学研究者の環境改善に関する懇談会」(代表：原ひろ子城西国際大学大学院客員教授—女性の日本学術会議会員・連携会員：現・前・元により構成される任意団体)の事務局長をさせられており、両者の趣旨の推進のためにも、女性の地位向上を願っている。

何故、女性に対する暴力のみを問題とするかということ、男性が主要な社会の支配的地位を占める社会の中で、体力においても劣る女性が、男性による暴力被害を受けやすい位置にいるからである。女性は同時に母親として子どもを守らなければならない、劣位な地位の中で必死に生きなければならない。暴力を受けて死亡した児童虐待事例を見ると、DVが背景にある場合が多い。ドメスティック・バイオレンスの典型例であるが、女性も男性の暴力支配に馴らされて行き、それに逆らうことができない。配偶者暴力防止法により保護命令を得てDV被害から逃れても、1人で子どもを育てることは、経済力において女性には困難な状況が追跡調査にも表れている。その後の支援体制も十分整えねばならないと切に感じる。まず、安全を確保しつつ、母子がゆったりと暮らさうる体制作りは特に困難

が予想されるが何とか実現しなければならないと思う。

私の長男は重度の知的障害者であり、多くの人々の援助を受けて、私は仕事を続けつつ、共に生きてこられた。今年のパラリンピックの代表選手達の晴れ晴れした顔を見ると、その背後に多くの支える人たちがいることをうれしく思う。障害者が笑顔で生きていけるようなゆとりのある社会であってほしいと願ってやまない。人類はその驚異的な知力によって、ゆとりある社会を実現してきた。弱い者は死ななければならないという動物の社会ではなく、それぞれの個性を発揮して共に生きていくという社会を実現する能力をもっている。長寿社会において、すべての人たちは他人の助けなしには生きられない弱者に転化していくのであり、弱者に優しい社会が、すべての人々の幸せをもたらすという視点で社会構造を考えていかねばならないと考える。

アメリカでは、児童虐待については、1967年までには、各州に通報法が作られ、1974年に連邦法として児童虐待防止保護法が作られるなど連邦政府をあげての取り組みがなされ、ドメスティック・バイオレンスについては、1976年のペンシルヴァニア州を始めとして各州で保護命令制度が法制化されるなどの懸命の法的対応、社会的対策を進展させることによって、それらの被害が1990年代になって、減少に転じたとされる。わが国もできる限りの法的対応・社会的対応策を進展させることによって、暴力被害の根絶が実現されることを願ってやまない。

いわい・よしこ／東京大学法学部卒業後、東京大学法学部助手・法務総合研究所研究官補・弁護士・神奈川大学短期大学部助教授・金沢大学法学部教授・専修大学法学部教授を経て現在は、専修大学大学院法務研究科教授・副院長。第18・19期日本学術会議会員、第20期日本学術会議法学委員会ファミリー・バイオレンス分科会委員長。

## 世界のワーク・ライフ・バランス事情⑦～オランダ～

株式会社富士通総研主任研究員 渥美 由喜

オランダの特徴は、「パートタイム」労働が普及し、フルタイムとの待遇格差がない点だ。ライフステージに合わせて労働時間を変更できるので、WLBしやすいという特徴がある。

**高失業率対策としての労働時間短縮**

オランダでパートタイム労働が普及した契機は、1970～80年代まで遡る。高失業率に悩んだ同国は、1982年に政労使3者で失業者削減のための労働時間短縮に合意した（ワッセナー合意）。すなわち、パートタイム労働を増やすことでワークシェアリングを図り、失業者を減らそうとしたのである。その後、パートタイム・フルタイム間の賃金格差等、雇用条件の差別は禁止され、両者の「均等待遇」が実現した。パートタイムも正社員である。

2000年の「労働時間調整法」により、労働者は労働時間の増減を使用者に要請でき、原則として使用者はそれを受け入れることになった。ただし、適用除外となるケースもある。要請が労働時間の短縮であれば、第一に代替要員確保が難しいケース、第二に労働者の技術力低下が懸念されるケース、第三にローテーションを組むのが難しくなるケースがある。

こういった一連の施策が功を奏し、失業率は大幅に低下するとともに、オランダはOECDの中で最もパートタイム労働者の割合が高い国となった。

**仕事の「ブラックボックス化」がわが国最大の課題**

翻ってわが国でも、パートタイム正社員の普及策が模索されている。仮に、法制度を整備し、オランダモデルを導入しても、わが国独特の職場慣行が変わらない限り、うまく機能しない可能性が高い。

というのも欧米では「ジョブディスクリプション（職務記述書）」が普及しているのに対して、わが国では職務内容は曖昧だ。これまで海外企業100社をヒアリングし、実際に職場体験もさせてもらったが、日本の職場と最も異なるのは従業員の仕事の中身がオープンになっており、共有化されている点だ。

この点、わが国の従業員は仕事を抱え込む傾向が強く、特に同僚と比べた自分の強みは暗黙知として蓄積しがちで、共有したがる。さらに、ここ十数年、職場のOA化が急速に進み、パソコンと向き合う仕事が増えたため、仕事の「ブラックボックス化」に拍車がかかっている。一人一人が今、何の仕事をやっているのかが見えにくい。

**人事評価システムの再構築がカギ**

筆者がWLBに取り組む企業のコンサルをしている中で、「ジョブディスクリプション（職務記述書）」を明確にするるとともに、各人の仕事をリアルタイムで共有し、生産性を測定する仕組みを作った企業で、最後に残る難関は「人事評価システム」の再構築だ。従業員別に「時間あたりの生産性」を測定すると、格差が5～6倍もある職場が大半だ。最も生産性が高いのは、時間制約があるワーキングマザーというケースは非常に多いが、労働時間が短いという理由で、人事評価では冷遇されている。逆に、「ダラダラ長時間労働」の同僚男性は「深夜遅くまで頑張っている」と高評価をもらう矛盾にメスを入れないといけない。

これには、「長時間労働が美德」と考える管理職の意識を変革する必要があり、かなり時間がかかる。日本とオランダの彼我の差は、非常に大きいと感じている。



あつみ・なおき／東京大学法学部卒業。(株)富士総合研究所入社。2003年(株)富士通総研入社。内閣府・少子化社会対策推進会議委員、ワーク・ライフ・バランス官民連絡会議委員、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議点検・評価分科会委員を歴任。

# ウィメンズネット・マサカーネのDVを生きのびた子どもと 女性のためのデイサービス事業

内閣府男女共同参画局推進課

NPO法人ウィメンズネット・マサカーネは、北海道室蘭市で、相談やシェルター、自立支援等を行っています。「マサカーネ」とは、アフリカ・ズールー語で「みんなで力を合わせよう」という意味です。DVを受け、悩み抜き、苦しみ続けてきた女性たちが、本当の自分らしさを取り戻し、自信を回復し、再出発できるよう、「みんなで力を合わせて」問題を解決していくことを目指しています。

1997年から活動を開始し、2005年にNPO法人となりました。2005年から子どものサポートグループを開始し、2008年から、(独)福祉医療機構の助成金を得て、「DVを生きのびた子どもと女性のためのデイサービス事業」を始めました。デイサービスでは、法人が所有している一軒家を活用し、1階を子どものスペース、2階を女性のスペースにし、シェルター退所後の母子を対象とした様々なプログラムを実施しています。

## 子どものプログラム

子どものサポートグループは、DV家庭に育った子どもたちに、「子どもらしく」遊ぶことができる安全で安心な場と機会を提供し、ボランティアスタッフに尊重される経験を積むことで、子どもの回復を支援することを目的としています。

週1回、2時間程度開設し、1か月ごとの利用申請で、ボランティアによる送迎を行っています。子どもたちはその時間、粘土や工作、おもちゃ、絵本、楽器、大型遊具など、自分がしたい遊びをすることができます。

子どもと一緒に遊ぶのはボランティアで、行政と協働して開催している養成講座の修了生や、看護学校の学生などが活動にかかわっています。

子どもは、自分のような経験をしたの

は自分だけだと感じ、孤立しがちです。シェルター退所後の子どもにとって、周囲の大人からの支援だけでなく、同じ境遇にある子どもたちとの出会いは、大きな力になっていると感じています。

## 大人のプログラム

子どものサポートグループの活動を行う中で、子どもの支援のためには、母親の回復を支援する必要があることに気づきました。DVなど、長期に暴力の被害を受けてきた女性の場合、心身の状態が優れず、すぐに就労することは容易ではありません。就労していないと、地域での生活を始めても、社会との接点が持ちにくく、外出せずに家で過ごすことが多くなります。また、家事や子育てに困難を抱えていることもあります。子どもの回復のためには、現状では母親の役割が大きく、母子の関係性を保ちながら、両者を支援する仕組みが必要だと考えました。

大人のプログラムは2008年より開始し、平日の昼間に、料理、お茶、トールペインティング、陶芸、織物・染色、ステンドグラス、パソコン、自己尊重トレーニングなどのプログラムを用意しています。被害当事者は、自分の好きなプログラムに登録して参加します。これにより、定期的に外出する習慣が付き、家事技術の取得、コミュニケーションスキルの向上、手仕事を介しての楽しみや仲間作りが図られます。

デイサービスへの参加を継続することで、その家庭が孤立したり、密室になることを防ぐことができ、児童虐待の防止につながると考えています。また、継続的なかわりの中で、子どもや母親から困りごとの相談を受けることも多く、デイサービスの重要性を実感しています。



子どものスペース「おもちゃで遊ぶ部屋」  
子どもに選択肢を与えることが重要と考え、おもちゃは豊富に揃えている。



子どものスペース「元気いっぱい体を動かす部屋」  
アメリカのダギーセンター（死別を体験した子どものための施設）を参考に8つのルールを決め、各部屋に貼っている。



女性のスペース「織物の作業部屋」  
外部の専門家による講習を実施している。

(問合せ先) NPO法人  
ウィメンズネット・マサカーネ  
電話：0143-23-4443



## 女性の処遇をパワーアップ

男女共同参画会議議員

実践女子大学人間社会学部教授 鹿嶋 敬

先ごろ「ワーキングウーマン・パワーアップ会議～仕事意欲に燃える女性と企業を応援する民間運動～」(事務局・社会経済生産性本部、略称パワーアップ会議)という組織を立ち上げ、記者発表を行った。「パワーアップ」というので口さがない人は筋トレでもやるんですか、などと冷やかすが、確かに女性処遇の向上が今後、企業の“体力増強”の重要な要素になることを思えば、筋トレの一種と言えなくもない。

社会経済生産性本部に事務局を置く組織としては、すでに「～次世代のための民間運動～ワーク・ライフ・バランス推進会議」を2006年8月に設置し、働き方、暮らし方の見直しに取り組んでいるが、今年2月、同本部会長の牛尾治朗氏(ウシオ電機会長)からワーク・ライフ・バランスへの取り組みが今のままでいいかどうか、考えてほしい旨の連絡を受けた。

私はワーク・ライフ・バランス社会の形成に当たっては男女共同参画の視点、もっと具体的に言うなら性別役割分業の見直しにまで踏み込まないと十分ではないと思っている。そのような考えを申し上げ、さらに女性が出産・育児等乗り越えて働き続けるには、働きがいのある仕事に従事していることが大切だということ、すなわち苦勞をしても投げ出さくないという動機付けが必要で、そのためには女性が従事する仕事の質や処遇の向上を図らなければならないと指摘した。

牛尾氏は、経済人の中でも男女共同参画への理解がきわめて深い。早速、働く女性の処遇向上につながる組織を作ろうということになり、ようやく実現の運びとな

った。活動のポイントの一つは意欲や能力がある女性の仕事領域の拡大や公正な評価・処遇を経営者、管理職に促していくこと。二点目は女性が働くことに理解を示し、相談に乗ったり見守ったりするメンター制度の普及。三点目は働く女性や活躍を応援する人、企業のネットワーク化の促進。四点目は女性の能力を生かせる社会の実現に向け、メッセージを発信すること等々だ。

組織を作ったのはいいが、実効性が伴わないでは意味がない。幸い、社会経済生産性本部は「新しい日本を作る国民会議」(21世紀臨調)の事務局もしており、社会に影響力を及ぼす運動を展開するにはどうすればいいか、ノウハウを持っている。経営者や管理職の女性観を変えるといっても一筋縄ではいかないので、そうした知恵も借りながら運動を推進する予定である。

私事に関する話だが、日立製作所に勤務してキャリア形成を目指し、また今秋には結婚も予定していた最愛の娘を今年五月にボリビアで交通事故で失った。絶望の淵で呆然とする私を、女性の処遇向上を目指す会議を立ち上げることがお嬢さんの遺志に沿うことにもなると、多くの方々が肩を押してくれた。

娘は共働きを予定していたから、ワーク・ライフ・バランスも重要だ。女性処遇のパワーアップと男女双方のワーク・ライフ・バランスという両輪を回転しつつ運動を展開する背景には、私のそんな思いも交錯している。

かしま・たかし／日本経済新聞社に入社後、編集局生活家庭部長、編集局次長兼文化部長、編集委員、論説委員等を経て、2005年より実践女子大学人間社会学部教授。男女共同参画会議議員、ワーク・ライフ・バランス推進会議及びワーキングウーマン・パワーアップ会議代表幹事なども務める。著書に『雇用破壊 非正社員という生き方』『男女共同参画の時代』『男女摩擦』(いずれも岩波書店)など。

## 佐賀県

Saga

誰もが活躍できる  
佐賀県を目指して

佐賀県では、昨年11月に「佐賀県総合計画2007」を策定し、「男女を問わず誰もが活躍できる社会」や、「女性に対する暴力がなくなり安心してらせる社会」の実現を目指すこととしています。

県が実施した県民意識調査結果によると「社会通念・慣習・しきたり」、「政治の場」、「職場」で男性が優遇されているとの回答が6割以上であり、男女の不平等感は根強く残っています。また、「夫は仕事、妻は家庭」という伝統的な性別役割分担には6割以上が反対ですが、依然として約8割の女性が家事の大半を担っており、これらの解消に向けた取組が重要となっています。

一方、配偶者からの暴力の被害については、配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談件数が、平成16年度以降、毎年延べ1,000件前後で推移しており、DV被害者への支援の強化や県民への啓発が重要となっています。

## 佐賀県立女性センター

男女共同参画社会づくりと女性のエンパワーメントの拠点施設である佐賀県立女性センターでは、「女性のための起業入門講座」や「就労支援のためのIT講座」などの女性人材育成事業をはじめ、「男性の家事フォトコンテスト」や「男性の家事川柳」などによる男性の家事参画を推進するための啓発事業等を実施しています。

また、「人間開発報告書」で公表されているGEM（ジェンダー・エンパワーメント指数）を参考に、国内版として都道府県別GEMを比較するための試算を行い、今後の施策への参考資料としています。

さらに、女性総合相談を実施すると

もに、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者に対する相談から同行支援、自立支援に至る関係機関との調整を行っています。

## 佐賀県男女共同参画推進連携会議

佐賀県男女共同参画推進連携会議は、男女共同参画社会づくりに関し、広く各界各層との情報及び意見の交換並びに連携を図り、もって、あらゆる分野において男女共同参画に取り組む全県的な気運を醸成することを目的に、県内の企業・団体に構成されています。

今年1月には、佐賀県男女共同参画推進連携会議と県が「県民みんなで家事参加運動」を共同提唱し、男性の家事参画の推進を県民運動として展開しています。

## 佐賀県DV総合対策センター

佐賀県DV総合対策センターは、DV被害者支援の関係機関の事業を総合調整し、被害者支援体制を強化することを目的に、平成16年4月に設置しました。

DV被害者支援の関係機関で構成される「佐賀県DV総合対策会議」の運営のほか、市町などDV関係機関の実務者に対し、研修や会議の実施による意識啓発やスキルアップを図っています。

また、DVをなくすためには、若年からの教育・啓発が必要であることから、教育委員会と連携し、中学校、高校において生徒、教師、保護者を対象に、DVの予防教育事業を実施しています。

## まとめ

家庭、地域、職場などのあらゆる分野において男女がともに個性や能力を十分に発揮でき、安心してらせる社会を目指し、各種施策の推進に取り組んでいきます。

## 佐賀県くらし環境本部男女共同参画課

<http://www.pref.saga.lg.jp/web/si-danjo.html>



男性の家事参画推進リーフレット



佐賀県男女共同参画推進連携会議



平成20年度 男性の家事フォトコンテスト 育児部門最優秀作品「トラ刈りはかんべん！」

佐賀県概要／佐賀県は、九州の北西部に位置し、多くの観光資源に恵まれています。特に特別史跡の吉野ヶ里遺跡は訪れる人を弥生時代に誘い、特別名勝の虹の松原は、まさに自然が織りなした絶景を目のあたりにすることができます。また、有田焼をはじめとする伝統的な産業も盛んで、磁器発祥の地有田町で毎年4月29日から5月5日に開催される有田陶器市は、全国から100万人の焼き物ファンが訪れます。

# 国際ソロプチミストアメリカ日本5リジョン

## 暴力に立ち向かう ～人権と女性の 地位向上をめざして～

国際ソロプチミストは職業をもつ女性の奉仕団体です。平成7年の北京での世界女性会議以降、いち早く女性と女兒に対する暴力に反対して活動を始めました。日本でも「家庭内暴力」や「人身取引」の問題に挑戦してきました。

### 家庭内暴力に対する取組

平成8年、国際ソロプチミストアメリカは、全米家庭内暴力防止連合（NCADV）と協力して作成した「家庭内暴力総合情報ガイド」を日本の全クラブに対して配布し、「DV終結にむけてのソロプチミスト職場キャンペーン」を行うよう要請してきました。当時、日本ではDVは表面化しておらず、個人的な問題であるという考え方が大勢を占めていましたが、調査をするうちに放置できない社会問題であることがわかり、全国500余クラブをあげて「DV終結にむけてのキャンペーン」を開始しました。

#### ①ホットラインカードの配布

平成9年、各クラブで、県、市町村の担当部署を探し、被害者が相談できる電話番号の掲載許可をもらい、ホットラインカードの作成・配布に取りかかりました。以後、毎年、クラブはカードの配布に工夫を凝らし、ティッシュやゴミ袋と一緒に配布したり、病院や公的機関に置かせてもらったりしています。

#### ②シェルターの設置および支援

神奈川のあるクラブは、平成10年、DV被害者のシェルターを作りました。現在、このシェルターは公的資金の補助を受けていますが、クラブの全会員が賛助会員となり、毎月開催される例会にお米や消耗品を持ち寄って、DV被害者の生活を支援しています。全国の相当数のクラブが他



ホットラインカードの配布。

団体のDVシェルターを支援しています。

#### ③DV被害者の生活支援基金

神奈川県クラブの「りんどう基金」や「やまぼうし基金」、千葉県クラブの「ラメール基金」等のように、ソロプチミストが単独で、あるいは公的機関と連携して、DV被害者救済のために設置した基金が全国にあります。これは被害者が加害者から逃れるための交通費や生活の一時資金として貸し出すもので、被害者の裁判費用等に使われる場合もあります。

### 人身取引に対する取組

「人身売買」は、平成11年の国際大会においてソロプチミストの重要課題となりました。日本では平成13年の「第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」のサイドイベントに参加して以来、女性と女兒の商業的性的搾取に反対して法制提唱や理解促進のための活動を行っています。

#### ①理解促進

平成19年より「ソロプチミスト人身売買防止プロジェクト」がスタートし、現在、チラシの配布に挑戦しています。クラブによっては他団体と連携して国際シンポジウムを開催しているところもあります。福岡県のクラブは被害者のための多言語パンフレットを配布したり、被害者のシェルター運営の支援をしたりしています。また、女兒による売春が急速に増えていることを受けて、大分県のクラブは女兒たちに「買春は違法」のチラシを配布し、栃木県のクラブは高校に講師を派遣して性教育を行っています。

#### ②法制提唱

平成17年、日本の5リジョンは「児童買春・児童ポルノ禁止法」の改正案にむけた要望書に賛同して署名活動を行いました。今年も、児童ポルノに関する署名活動を行っています。

国際ソロプチミストアメリカ日本5リジョン／国際ソロプチミストは人権と女性の地位向上を目的とする奉仕団体です。1921年創立。現在124カ国、約9万人の会員を擁し、国際連合の経済社会理事会（ECOSOC）の総合協議資格をもっています。日本の5リジョン（中央、北、西、南、東）はアメリカ連盟に属し、538クラブ13,680名の会員が人権／女性の地位、教育、環境、保健の分野で活動しています。

# メディアにおける女性の参画

—平成20年版 男女共同参画白書より— 内閣府男女共同参画局推進課

新聞及び放送業界における女性の参画状況についてみると、新聞社、民間放送会社、日本放送協会の全従業員に占める女性の割合、女性記者の割合、管理職割合は全体として徐々に増加しています。

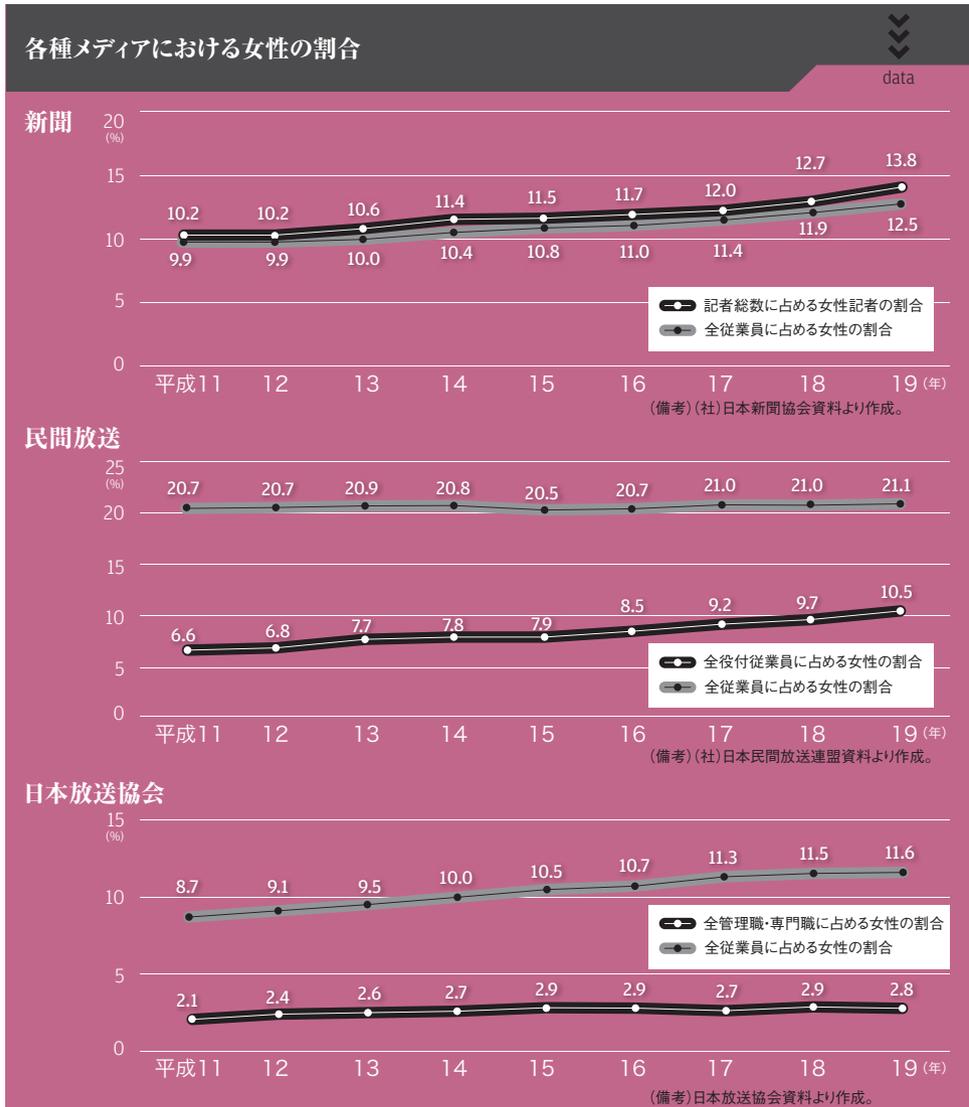
まず全従業員に占める女性の割合について、平成19年におけるデータを細かく見ていくと、それぞれ新聞社が12.5%、民間放送会社が21.1%、日本放送協会が11.6%となっています。

次に、専門職や管理職等に限定してみると、新聞記者に占める女性の割合は

13.8%。日本民間放送連盟全役付従業員に占める女性の割合は10.5%。日本放送協会全管理職・専門職に占める女性の割合は2.8%となっています。

新聞や放送などのメディア分野における女性の参画は、提供する情報の内容が偏ることを防止したり、性・暴力表現の規制等、メディアが自主的に女性の人權に配慮した表現を行うように取り組んでいく上で重要な役割を果たすものと期待されています。

Data File





## 男女共同参画 シンボルマークの 募集について

男女共同参画局総務課

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されて以来、男女共同参画局においては、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成の促進のため、各種広報啓発活動を展開してきたところです。

内閣府男女共同参画局では、平成21年に男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるにあたり、男女共同参画のシンボルマークを作成し、広報啓発活動において活用することで、それぞれの地域や個人がより身近な問題として意識して頂くための推進力としたいと考えております。

ついでには、10年という1つの区切りを越えて、多様性を尊重した「男女共同参画」の新たなステージを象徴するような明るく躍動感あふれるシンボルマークを広く募集することといたしました。多くのご応募をお待ちしております。

### 1. 募集内容

男女共同参画推進を広く呼びかけるためのシンボルマーク

### 2. 募集期間

平成20年10月17日（金）から  
同年12月26日（金）まで（必着）

### 3. 応募資格

どなたでも応募できます。

### 4. 応募方法・規定

- ・応募用紙（様式は問いません。）に必要事項（氏名、年齢、職業、郵便番号、住所、電話・FAX番号、メールアドレス、作品の解説等）をご記入の上、電子メール又は郵送により事務局あて送付して下さい。
- ・作品は、電子データ、紙のいずれでも提出可能です。  
電子データの場合：ファイル形式は、

JPEG又はGIF形式とし、画像サイズは、2MB（メガバイト）以内とします。  
紙の場合：A4サイズ白色用紙を縦に使用し、作品を10cm四方の枠内に描いて下さい。

- ・応募作品数の制限はございません。1つのファイル、あるいは用紙に1つの作品を記載してください。

### 5. 注意事項

- ・応募作品は未発表かつ自作の作品に限ります。
- ・応募作品は、返却いたしません。
- ・入賞作品の著作権は、内閣府に帰属します。
- ・最優秀作品は、今後「男女共同参画週間」のポスター、男女共同参画局の広報・啓発等に広く使用する予定です。
- ・最優秀作品は、必要に応じ修正を加えた上で、使用されることがあります。
- ・他の作品の模倣と認められる場合には入賞決定後であっても入賞は取り消されます。また、類似と認められる作品も賞を取り消される場合があります。

### 6. 審査方法・発表

応募者多数の場合、内閣府において一次選考を行った上で、平成21年2月に開催する予定の公開選考会において最終選考し、入賞作品（最優秀賞1作品、優秀賞2作品）を決定します。また、入賞作品は、後日表彰及び記念品の贈呈を行う予定です。

### 7. 個人情報の取扱い

応募用紙等に記載された個人情報は、本公募に関連する用途以外には使用しません。

### 8. 事務局

内閣府男女共同参画局総務課広報啓発係  
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1  
電話 03-5253-2111（代表）  
03-3581-2022（直通）  
FAX 03-3581-9566

※メールでの送付をご希望の方は、下記ホームページにて、まず応募に係る必要事項をお送り下さい。その後、画像送付用メールアドレスをお送りします。  
[http://www.gender.go.jp/symbol/symbol\\_bosyu.html](http://www.gender.go.jp/symbol/symbol_bosyu.html)



## News

NEWS

1

内閣府



### 男女共同参画会議 (第30回) の開催

10月28日、男女共同参画会議(第30回)が開催されました。会議では、「2020年までに、あらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との政府目標に関連して、女性国家公務員の採用・登用状況、国の審議会等における女性委員の参画状況、地方公共団体における男女共同参画社会の形成状況等について、報告が行われました。

また、本年4月に男女共同参画推進本部において策定された「女性の参画加速プログラム」等を踏まえた、女性医師・研究者の活躍支援策や、女性国家公務員登用促進に向けた支援策としてのテレワークの活用や庁内託児所の設置等各府省の取組が、関係大臣から紹介されました。

さらに、「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」最終報告が行われました。

有識者議員からは、「民間から学び、女性国家公務員の積極的な登用を」「国や地域の課題を検討する際に男女共同参画の視点を」と言った意見が出されました。

資料等は下記HPをご覧ください。

<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/gijisidai/ka30-s.html>

NEWS

2

内閣府

### 地方公共団体における男女共同参画社会の形成 又は女性に関する施策の推進状況(平成20年度)

10月7日、男女共同参画局は標記の調査結果を公表しました。この調査は平成13年度から市(区)町村データの収集を開始し、20年度は、全体として、多くの地方公共団体で男女共同参画に関する施策について、前進がみられます。

男女共同参画に関する計画は、全ての都道府県及び政令指定都市において策定済み、市(区)は88.5%(19年度80.9%)と高く、町村は31.9%(同27.4%)となりました。

男女共同参画に関する条例については、46都道府県及び全ての政令指定都市において、また、市(区)町村では21.9%(同19.6%)が制定されています。

また、都道府県の審議会等委員の女性登用比率は、平均27.7%(同27.1%)、政令指定都市28.3%(同27.3%)、市(区)町村25.7%(同21.9%)となりました。

一方、地方自治体の女性管理職(本庁の課長相当職以上)比率は、都道府県で平均5.4%(同5.1%)、政令指定都市8.2%(同7.7%)、市(区)町村9.0%(同8.6%)となりました。10%を超える自治体が543ある一方、女性管理職が1人もいない自治体が503もあるなど、自治体間に格差がみられます。

詳しい調査結果については、下記HPをご覧ください。

<http://www.gender.go.jp/suisin-index.html>

NEWS

3

内閣府



### 男女共同参画担当大臣 「東京女子医科大学」 を訪問

小淵大臣は、就任以来子育てなどの現場を訪ね、国民の皆さんと率直な意見交換を行う取組を進めています。その一環として、10月18日、女性医師の継続就業や復帰の支援を積極的に行う東京女子医科大学を訪問しました。

大臣は、まず、同大学内の保育所を視察し、仕事と子育てを両立する女性医師と対話を行いました。女性医師からは、両立の苦労や不安の声とともに、様々な支援等により楽しく充実した両立生活を送っているとの声も聞かれました。続いて、同大学における女性医師支援の先進的な取組について説明を受け、意見交換を行いました。

その後開催された「女性医師支援交流会」では、「社会全体の変化とともに、一人一人の意識改革が必要。頑張っている皆様方を力強く支援していきたい」等と挨拶し、視察後の会見では、「医師不足が問題になる中、女性医師の活躍は不可欠。組織全体の意識改革が重要である」と述べました。小淵大臣のフォトレポートについては、下記HPをご覧ください。

その後開催された「女性医師支援交流会」では、「社会全体の変化とともに、一人一人の意識改革が必要。頑張っている皆様方を力強く支援していきたい」等と挨拶し、視察後の会見では、「医師不足が問題になる中、女性医師の活躍は不可欠。組織全体の意識改革が重要である」と述べました。小淵大臣のフォトレポートについては、下記HPをご覧ください。

[http://www.cao.go.jp/minister/photoreport/0809obuchi/obuchi\\_photo.html](http://www.cao.go.jp/minister/photoreport/0809obuchi/obuchi_photo.html)

NEWS

4

内閣府



### 男女共同参画宣言 都市奨励事業 (秋田県横手市)を開催

10月4日、秋田県横手市において、男女共同参画宣言都市奨励事業が横手市市制施行3周年記念事業と併せて開催されました。

まず、「一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち」をめざして、横手市民一人一人が家庭や地域で男女共同参画の輪を広げていくことが明記された横手市男女共同参画都市宣言が、横手城南高等学校の生徒により力強く読み上げられました。

続いて、男女共同参画をテーマとした写真を集めた「男女共同参画フォトコンテスト」の表彰と、内閣府から、男女共同参画の現状や政府の取組等についての報告が行われました。

さらに、幅広く活躍される三瀬顕弁護士による「身近な笑百科～みんなで支えあう、心やさしい地域づくり～」と題した記念講演が行われ、家庭や地域での男女共同参画を進めるヒントが含まれた関西弁での独特の語り口に、来場した約600名の参加者は、大いに笑いながらも、真剣に聞き入りました。

(写真：横手市男女共同参画都市宣言の読み上げ)

## Information

NEWS 5

厚生労働省

## 「仕事と生活の調和推進プロジェクト」を展開中

厚生労働省では、仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成のため、「仕事と生活の調和推進プロジェクト」を展開しています。

本プロジェクト参加企業（モデル企業）

鹿島建設、キヤノン、住友商事、全日本空輸、大和証券グループ本社、高島屋、電通、日産自動車、日立製作所、三井化学

モデル企業においては、仕事と生活の調和の実現に向けた経営トップの決意表明、今年度に取り組む重点実施事項等を内容とする「トップ宣言」が今年7月に発表されたほか、来年3月を目途に、仕事と生活の調和を実現するための取組事項、達成目標等を盛り込んだ「アクションプログラム」が策定される予定です。

厚生労働省においては、これらのモデル企業における取組状況や成果について、新聞誌上や本プロジェクトHP等においてPRを行うことにより、仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の一層の醸成を図ってまいります。



NEWS 6

国立女性教育会館



## 「男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム」の開催

国立女性教育会館は、平成20年度「男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム」を8月29日～31日の日程で開催しました。主題を「女性のエンパワーメントと男女共同参画社会づくり～新たな取組を必要とする分野への参画をめざして～」とし、「女性のキャリア形成と男女共同参画」等、6つのテーマを設定し、全国から募集したワークショップや会館提供ワークショップを実施し、約1,200名の参加者が学びを通じ交流する場となりました。

初日は板東内閣府男女共同参画局長が、「男女共同参画についての日本の最新動向」に関する基調講演を行い、その後のリレートーク「未来へのメッセージ～新たな男女共同参画への取組～」では、熊本県社会福祉協議会会長・前熊本県知事の潮谷義子氏、エッセイストの日高邦博氏、城西国際大学大学院客員教授の原ひろ子氏が、それぞれ今後の男女共同参画社会形成に向けた提言を寄せました。ワークショップではワーク・ライフ・バランスについての朗読劇の実演、女性のための護身術教室等、各テーマに基づく様々な実践がなされました。

Event 1

## 11月23日を「ワーク・ライフ・バランスの日」と提唱

産業界労使、および学識経験者からなる「次世代のための民間運動～ワーク・ライフ・バランス推進会議～」(事務局(財)社会経済生産性本部)では、2006年に発足して以来、「働き方」と「暮らし方」双方の改革による「調和のとれた生活」の実現を図るための運動を進めています。

11月23日は「勤労をたっぴ、生産を祝い、国民互いに感謝しあう」ことを趣旨とした「勤労感謝の日」ですが、推進会議では、働くことは、バランスのとれた生活の上にあるべきであり、勤労に感謝するだけでなく、仕事以外の生活の重みも改めて認識し、全体としてバランスのとれた生活を送り、「仕事と生活の調和」を図ることが重要であるとして、同日を「ワーク・ライフ・バランスの日」、同日を中核とする一週間(今年は11月23日～11月29日)を「ワーク・ライフ・バランス週間」として提唱しています。

11月21日には、「ワーク・ライフ・バランス:コンファレンス」(経団連会館)を開催し、「第2回ワーク・ライフ・バランス大賞」表彰式も併せて行います。



詳細は「次世代ネット」をご覧ください。  
<http://www.jisedai.net>

Event 2

## 平成20年度男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業

内閣府は、男女共同参画推進連携会議の構成団体や都道府県に存在する連携会議との共催により、男女共同参画という幅広い観点から、ワーク・ライフ・バランス推進に資するセミナー等(計12回)を開催しています。(一般公開)

11、12月開催予定の詳細は下記HPをご覧ください。

[http://www.gender.go.jp/main\\_contents/backnum.html](http://www.gender.go.jp/main_contents/backnum.html)

ひょうご家庭応援県民大会(兵庫県第2回)

日時:11月16日(日)13:00～16:30 兵庫県公館

主催:ひょうご家庭応援ネットワーク会議 他

ワーク・ライフ・バランス推進フォーラム

日時:11月25日(火)19:00～21:00 京都府公館

主催:京都府男女共同参画連絡会議

青森県内各地域のオピニオンリーダーによる公開フォーラム

日時:11月28日(金)13:30～16:00 青森ホテル

主催:青森県男女共同参画推進協議会 他

ひょうご子育て支援フォーラム(兵庫県第3回)

日時:12月1日(月)13:00～16:00 兵庫県公館

主催:ひょうご男女共同参画推進連携会議 他

ワーク・ライフ・バランス実現に向けた社会基盤構築:新しい研究者技術者像とは

日時:12月12日(金)10:00～17:00 早稲田大学大熊記念講堂

主催:日本女性科学者の会

## [ Information ]

Event 3

**全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施  
(11月17日～23日)全国共通ナビダイヤル0570-070-810**

法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50か所の法務局・地方法務局に設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント等の女性をめぐる様々な人権問題に関する相談に応じています。強化期間中は、平日の開設時間(8:30～17:15)を延長し、土・日曜日にも相談に応じます。

平日(17日～21日) 8:30～19:00  
土・日曜日(22・23日) 10:00～17:00

Event 4

**国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間  
(12月4日～10日)**

人事院では、防止週間に下記の行事を開催します。

**国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止シンポジウム(大阪市)**  
日時: 12月10日(水) 13:00～16:30  
場所: ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)7階ホール  
テーマ: セクシュアル・ハラスメントのない職場を目指して  
問合せ先: 人事院近畿事務局第一課 TEL 06-4796-2181

**国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止講演会**  
11月27日(名古屋市) 12月3日(札幌市)

Event 5

**犯罪被害者週間「国民のつどい」の開催  
～乗り越える 勇気をくれる みんなの支援～**

内閣府では、犯罪被害者等施策に対する国民の理解の増進を図り、犯罪被害者等に対して適切な配慮や支援がなされる社会づくりを推進するため、国、地方公共団体のほか、関係機関等の連携の下、犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)にあわせて「国民のつどい」を実施します。

各大会において、犯罪被害者に遭われた方の講演や、有識者によるパネルディスカッション等を行い、犯罪被害者等の実情や支援のあり方などを国民の皆様と一緒に考えます。この機会に、是非ご来場ください。

**開催案内**

中央大会(東京):  
12月1日(月) 13:30～17:00砂防会館

浜松大会: 11月22日(土) 13:30～16:10アクティシティ浜松

北海道大会: 11月25日(火) 13:00～16:30旭川ターミナルホテル

滋賀大会: 11月27日(木) 13:00～16:30ピアザ淡海

福岡大会: 11月29日(土) 13:00～16:30福岡国際会議場

問合せ先: 犯罪被害者等施策推進室 TEL 03-3581-1162  
<http://www8.cao.go.jp/hanzai/kou-kei/index.html>  
参加申込み: 「犯罪被害者週間」国民のつどい事務局  
TEL 045-231-7911 FAX 045-231-8887  
<http://www.hanzaihigaisha2008.com>

Event 6

**男女共同参画宣言都市奨励事業(兵庫県加西市)**

日時: 11月15日(土) 13:00～16:00  
場所: 加西市健康福祉会館大ホール  
内容: 内閣府報告、記念講演、事例発表、男女共同参画都市宣言朗読等  
参加方法: 申込不要  
(託児を要する場合は3日前までに要予約)  
問合せ先: 加西市市民参画課  
兵庫県加西市北条町北条28-1  
TEL 0790-42-0105 FAX 0790-42-0133

Event 7

**男女共同参画宣言都市奨励事業(福井県鯖江市)**

日時: 11月30日(日) 13:00～16:30  
場所: 鯖江市嚮陽会館  
内容: 内閣府報告、男女共同参画都市宣言文群読、寸劇、記念講演等  
参加方法: 申込不要(託児を要する場合は要予約)  
問合せ先: 鯖江市男女参画・市民活動課  
TEL 0778-53-2214 FAX 0778-51-8156

Event 8

**被害者参加人のための国選弁護制度**

本年12月1日から、「被害者参加人のための国選弁護制度」がスタートします。

これに伴い、法テラスでは、被害者参加人のご意見を伺い、被害者参加弁護士の候補を指名して、裁判所に通知するなどの役割を担うことから、全国でこの制度を円滑にご利用いただけるよう、現在、体制の整備を進めています。

また、この制度とともに、「損害賠償命令制度」も同日より新たに始まりますが、これは、犯罪被害者等による被告人に対する損害賠償請求の申立てについて、刑事事件を担当した裁判所がその事件の記録を取り調べるなど、刑事手続の成果を利用することにより、通常の民事裁判より簡易迅速に、損害賠償請求に関する決定を得ることができるという制度です。なお、制度の利用にあたり、経済的な余裕がない方には、弁護士費用等の立替を行う法テラスの「民事法律扶助」制度をご利用いただけます。

さらに、上記の各制度以外にも、法テラスでは、個々の状況に応じて、「犯罪被害者支援の理解や経験のある弁護士」をご紹介するなど、種々の犯罪被害者支援業務を行っておりますので、被害者の方やそのご家族が法的な支援を必要としているときは、法テラスをご案内ください。

法テラス犯罪被害者支援ダイヤル  
0570-079714 (なくことないよ)

## リレートーク

### Relay Talk 1

主夫・岐阜県男女共同参画21世紀審議会委員

Takada Hiroshi

### 高田浩史



江戸時代までは、男女が協力して仕事と家庭を営むのが普通でした。日本の男性の子煩悩さは西欧の歴史家も記しています。私は、乳児を育てながら大学へ通っていた時期から、各地の自治体等から依頼を受けて、「男性の家庭参加」や「夫婦関係改善のヒント」について講演やコラム執筆をするようになりました。私は、過労

で倒れたり、専業主夫になったりしたことで、仕事と家事にはそれぞれに大変さと充実感があることを実感しました。

講演するたびに、「仕事と家事をバランスよく両立できる社会になってほしい」と私の願いに共感してくださる皆様との出会いに勇気付けられています。北名古屋市の依頼で劇の製作や意識調査に関わった折は、行政担当者の熱意と劇を見た子ども達の反応に未来の希望を感じました。私自身、現実理想どおりいかず、試行錯誤の日々ですが、これからは精一杯努力したいと思っています。

### Relay Talk 2

千代田区男女共同参画センターMIW(ミュウ)



私たちのセンターは、千代田区が目指す〈共生〉のシンボルのひとつとして、区役所の10階にあります。今年の秋、MIWは設立10周年を迎え、落合恵

子さん(作家)と山田正人さん(『経産省の山田課長補佐、ただいま育休中』の著者)の記念講演会のほか、パープルリボンをアピールする催しを実施しました。

パープルリボン・プロジェクトはMIWの事業の柱の一つです。今回、全国のセンターや団体が制作したパープルリボン・キルトや高校生のパープルリボンのメッセージをお借りして展示。また、小学生から80代の方までの個人やグループから寄せられたパープルリボンをモチーフとした約120点もの作品も会場を飾りました。今後、それぞれの豊かなイメージが開いた作品をつなぎ合わせて大きなキルトにする予定です。さらに、11月3日には、パープルリボンをアピールする皇居1周の「ラン&ウォーク」も実施。一人でも多くの人に、パープルリボンのもつ美しく力強いメッセージを伝えたい、暴力のない世界をアピールしたいと私たちMIWは思っています。

## 編集後記

男女共同参画局では、新たなステージへ向かう「男女共同参画」を象徴するようなシンボルマークを広く募集することとしました。皆様からの多くの応募をお待ちしています。

ところで、シンボルマークの起源は洋の東西を問わず古くから存在していたようです。古代ローマ時代の陶器の壺の底にマークらしいものが発見されています。わが国では、平安時代の貴族の衣装や調度品に模様をつけて、それぞれのデモンストレーションをしていました。

近代になって、日本におけるマークの造形は西洋文化の輸入とともに広がっていきました。記憶にある方もいらっしゃると思いますが、1964年の東京オリンピック、70年の大阪万博のマークが話題となり、社会的関心度も高まり、経済の発展とともにマークの存在がさらに注目されるようになったようです。

(編集デスクM・T)

Kyodo・Sankaku

月刊総合情報誌  
「共同参画」11月号

[www.gender.go.jp](http://www.gender.go.jp)

第7号●2008年11月10日発行

編集・発行●内閣府

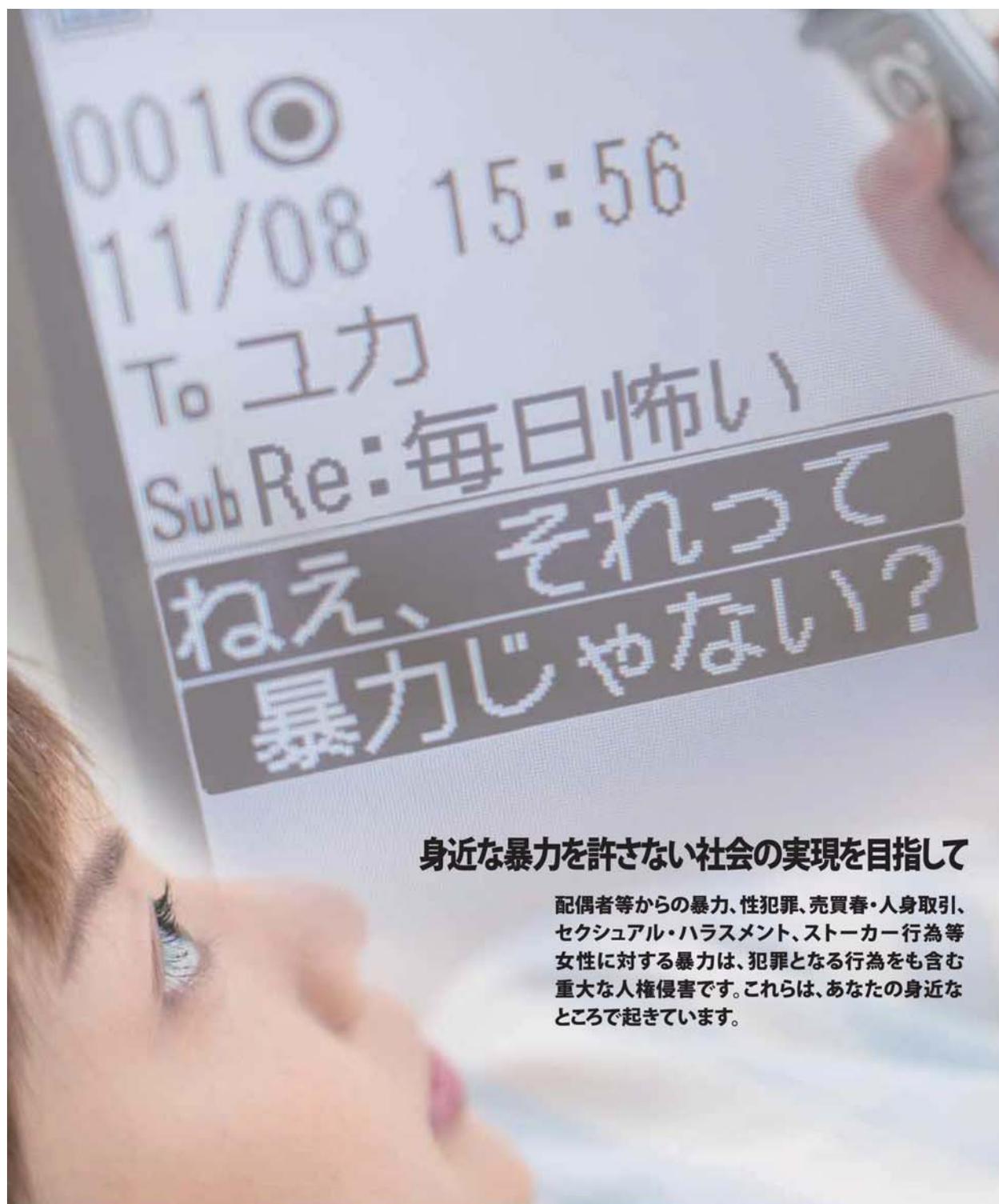
〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府男女共同参画局総務課

電話●03-5253-2111(代)

印刷●社団法人 時事画報社



### 身近な暴力を許さない社会の実現を目指して

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。これらは、あなたの身近なところで起きています。



女性に対する  
暴力根絶のための  
シンボルマーク

## 女性に対する暴力をなくす運動 平成20年11月12日(水)～11月25日(火)

主唱 男女共同参画推進本部

配偶者からの暴力被害者支援情報サイト(内閣府)

配偶者 暴力被害

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/>